

基老連ニュース

第23号

〈規定特輯〉

基老連の目的

ボケ防止のために、老人団体同好者の誰もが
「基老連ンむ」ことが出来よう、機会と場所
を確保するために相談会、明るい連にて親睦
を図り、更には、より良き福祉社会の建設に貢
献することを意願とする。

発行日	平成3年12月11日
発行所	八王子の基老連の老人連合
〒	193 八王子市初沢町1434-86
TEL	(0426) 66-3754
名前	黒崎正一

臨時総会開催に関する件

基老連は、平成元年11月以来今年11月で満2年を経過致しました。
いつも、去る10月に研修会を開催することが出来ましたので、基老連としては、
事業目的遂行のための体制作りは一応完了したこになります。
従つて、平成4年を計画実施の年と定め、事業遂行のために必要な規約と人材の
整備が急がれることとなり、臨時総会を開き御相談申上げたいと存じました次第です。

臨時総会の決議及び報告事項

日時及び場所 平成3年11月23日、浅川市民センター
出席者 委員長、副会長、常任理事

議案 議案
1号議案 基老連の負担業務に関する件

- (1). 事務運営指導委員会關係 (6). 基老連主催の会合費
- (2). ブランティア活動關係 (7). 毎年1月発行の統一名簿作成
- (3). 基老連ニュースの作成及び配布(編集) (8). 八王子の団塊人口調査關係
- (4). 各種の団体大会關係(経費) (9). 其の他、基老連負担が発生した場合の
審査
- (5). 研修会に関する経費

2号議案 寿園基同好会の会費及び上納金の変更に関する件
3号議案 基老連の規定変更に関する件(原案別途添付)

(1). 規約、(2). 内規、(3). 験技上開かた内規、(4). 事務運営指導委員会内規

4号議案 寿園基同好会の規定変更に関する提案の件(原案別途添付)

(1). 規約、(2). 内規、(3). 験技上開かた内規

5号議案 特別仕務の担当者選任の件

- | |
|--|
| (1). 相談役 三浦 浩氏 (5). 事務局長 保田野正省氏 |
| (2). 顧問会長 徳永終七郎氏 (6). 験技委員長 今良昇氏(当分の間) |
| (3). 研修部長 横田博信氏 (7). 広報担当 // (") |
| (4). 表彰担当 鈴木民平氏 |

6号議案 長野寿園基同好会解散に伴う清算に関する件

報告事項

- (1). ボケ防止のための啓発団体地区大会の日程表(別途添付)
- (2). 団体対抗戦の取組み及び日程表(別途添付)
- (3). 技術競技会(指導員)名簿(別途添付)
- (4). 平成3年度の成績に於ける昇級者の登録表(別途添付)

(1).

八王子の墓を樂む老人連合規約

1. 名 称 八王子の墓を樂む老人連合（墓老連）
1. 所 在 地 会長の自宅とする。
1. 創立年月日 平成元年11月12日
1. 構 成 各地域の寿園墓同好会により組織する。
1. 目 的 ボケ防止のため、老人用墓同好者の誰もが「墓を樂む」ことが出来よう、機会と場所を確保するため相談会、園墓を通じて親睦を図り、更には、より良き福祉社会の建設に貢献することを念願とする。
1. 事 業 1. ボケ防止のための啓発運動を推進するため、次の事業を行う。
 (1)、業務運営指導委員会を設置し、八王子市内で園墓部や園墓サークルの開催を推進する。
 (2)、ボケ防止のための啓発園墓大会を寿園墓同好会の主催（墓老連共催）にて開催する。
 (3)、企上大会の八王子決勝大会を墓老連主催にて開催する。
 (4)、墓老連研修会を開催する。
 (5)、その他、運動推進のために必要と認められる事項。
2. 故老園墓大会 墓老連主催にて開催する。但し、冠大会としての開催を認める。
3. 親善園墓大会
 (1)、墓老連園墓大会
 (2)、墓老連団体対抗戦
 (3)、墓老連タイトル争奪戦
1. 役 員 1. 会長 1名
 2. 副会長 14名
 3. 常任理事 2名
 4. 監 事 2名
 各役員は、統会にて選出し、任期は2年とする。
 但し、因縁は好かず。
1. 相 農 役 会の創立者及び、アマチュア用墓界の代表者（八王子市在住）
1. 稽 因 副会長5期以上の勤続者及び、事業に対する協力者
1. 技術顧問 八王子在住のトップクラス（小学校以上）の園墓爱好者を選出し、各寿園墓同好会の技術指導を担当する。
1. 収 入 1. 会 賞（寿園墓同好会の上納金）
 2. 補助金
 3. 協力金（協力機関の寄付金）
 4. 勤務費、業務運営指導開運費、園墓競技会開運費
1. 支 出 1. 総会（2月のオノ日既定の予定）
 2. 役員会（随時）
 3. 業務運営指導委員会（随時）
1. 累 算 期 1月より12月末までとする。
1. 内 规 別に定めた。

以 上

（付則） 平成3年11月23日の臨時総会において、全面的に改正した。

八王子の碁太樂しむ老人連会内規

1. 役員に関する件

(1). 会長

会の代表として会務全般を統括する。
又、業務運営指導委員会委員長を兼務する。

(2). 副会長

1) 寿園碁同好会会長は、自動的に任用されるものとし、総会で会長が指名
され、担当業務下、業務運営指導委員会副会長とする。

2) 特別仕事の場合は、会長が直接任用し総会で指名する。

(1). 事務局長 (総務・経理及び涉外担当)

(2). 研修部長 (研修会担当)

(3). 研修会会長 (碁先連主催団碁大会の競技委員長に就任)

(4). 表彰 担当 (賞状、表彰状の作成)

(5). 競技委員長 (競技団体主任担当)

(6). 衣服 担当 (碁先連ニュースの発行及び囲碁人口調査と名簿の作成)

(3). 常任理事

寿園碁同好会会長代理(副会長)は、自動的に任用されるものとし、総会
で会長が指名する。

尚、担当業務は、業務運営指導委員会委員とする。

(4). 監事

寿園碁同好会の会員より選出し、然会にて会長が指名する。

2. 相談役に関する件

会長が諮問機関とする。

3. 簿記に関する件

会の運営に用ひる諮問機関とする。

4. 競技委員長の業務に関する件

(1). 競技委員会を設ける。尚、会員は、寿園碁同好会の競技担当副会長とする。

(2). 不良防止のための盃碁開幕地区大会の立合い人として出向する。

(3). 全上の八王子決勝大会の大会副委員長に就任する。

(4). 碁先連団碁大会及び碁先連タイトル争奪戦の大會委員長に就任する。

5. 会議に関する件

(1). 総会

相談役、監査、会長、副会長、常任理事、監事が参加する。

但し、相談役、監査、監事は議決権を保持しない。

(2). 役員会

会長、副会長が参加する。

(3). 業務運営指導委員会

委員長、副委員長、委員が参加する。

6. 表彰に関する件

寿園碁同好会の会長、副会長及公幹等として永年勤続者に対し、感謝状、
記念品を贈呈する。

以 上

(付則) 平成3年11月23日の臨時総会において、全面的に改正した。

(3)

八王子の碁友系における老人連合の競技に関する内規

競技委員会は、下記大会の運営準備及び競技の進行について手配する。
記

1. ボケ防止のための啓発囲碁地区大会（2月より6月までの5ヶ月間）
 - (1). 開催場所 斎園碁同好会の所在する地域において開催する。
 - (2). 参加資格 地域内に在住する60才以上の囲碁同好者で、10級より7段格までの全員を対象とする。
 - (3). 大会の案内 毎年11月調査による60才以上の囲碁同好者名簿を基に往復ハガキにより案内状を発送する。
 - (4). 大会の運営 斎園碁同好会の主催と見ていいが、競技会の運営に関する準備及び実施については、共催者としての藤花連が全面的に協力する。
2. ボケ防止のための啓発囲碁八王子決勝大会（7月より8月の予定）
 - (1). 開催場所 総合福祉センター
 - (2). 参加人員 会場の都合及び設備関係を考慮し、其の都度参加人数を決定する。
 - (3). 参加資格 ボケ防止のための啓発囲碁地区大会の成績を基準とする。
 - (4). 大会の案内 参加決定者に対する往復ハガキにより案内状を発送する。
3. 敬老囲碁大会（9月中旬の予定）
 - (1). 開催場所 藤花連主催により総合福祉センターで開催する。
 - (2). 参加資格 ボケ防止のための啓発囲碁八王子決勝大会の成績を基準として決定する。
 - (3). 大会の案内 参加決定者に対する往復ハガキにより案内状を発送する。
(但し、平成2年と3年は、冠大会としてNTTが大会を主催した。)

4. 以上1.2.3.項の三大会に関しては、八王子市、八王子市教育委員会、日本棋院等に対し、後援申請を行うものとする。

5. 基老連囲碁大会（11月の最終日曜日の予定）

- (1). 開催場所 総合福祉センター
- (2). 参加資格 斎園碁同好会の全会員
- (3). 大会の案内 基老連ニュースによる。

6. 基老連囲碁対抗戦（2月より10月までの1ヶ月間に亘り毎月第3日曜日に開催予定）

- (1). 開催場所 斎園碁同好会が交換で主催する。
- (2). 参加資格 各斎園碁同好会は、初段より7段までの各代表6名を以てチームを編成する。
- (3). 対戦取組 抽選により決定し、取組数は基老連ニュースに発表する。

7. 基老連タクトル争奪戦（1月の第3日曜日の予定）

- (1). 開催場所 総合福祉センター
- (2). 参加資格 各斎園碁同好会の名人、王座、天狗の各2名宛とする。
- (3). 大会の案内 基老連ニュースによる。

8. 以上5.6.7項の三大会に関しては、日本棋院に対し後援申請を行うものとする。

9. 前記大会に関する実施要領は、別に定める。

以
工

(付則) 平成3年11月23日の臨時総会において、全面的に改正する。

基老連の業務運営指導委員会に関する内規

1. 目 標 基老連が目的としている「不正防止のために、老人団体同好者の誰もが『基本規則』に基づいて活動するよう、機会と場所を確保するために相談会、団体を通じて親睦を図り、更に、より良き福祉社会の建設に貢献することを念頭に置く」を実践的に行なうための機関として規定する。
2. 構 成
- (1) 会員 舟 良 基老連会長
 - (2) 副会員長 基老連副会長
 - (3) 会 員 基老連常任理事
 - (4) 指導員 善団体同好会員
 - (5) 支力員 会員外
3. 業務運営
- (1) 会員長は、業務全般を統括する。
 - (2) 副会員長は、次の人事を担当する。
 ①、指導員 善団体同好会の会員で、委員の推薦者を任命する。
 ②、支力員 会員外で、業務運営に付ける機関を任命する。
 - (3) 会員は、城内における業務の運営を担当する。
 - (4) 指導員と支力員は、団基部や団基サークル（以後は、新サークルと呼ぶ）の経営を指導する。
4. 策策活動
- (1) 新サークルの結成指導關係
 - 1. 情報収集活動
 - (1) 会員に對し、活動中の団基部や団基サークルの情報提供を依頼する。
 - (2) 八老連に對し、令下の老人会団基部の情報提供を依頼する。
 - (3) 每年11月調査の級位者名簿により、概当者を述べ、参加希望者の情報提供を依頼する。
 - (4) 其他、可能な範囲で情報収集に努めます。
 - (5) 平成3年12月より活動を開始する。
 - 2. 前記による情報に基づく級位者名簿（会員登録）を整備し、平成4年11月（予定）より本格的に新サークル結成のための指導業務を開始する。
 - (6) 結成計画に基づき活動を行う。
 - (7) 級別団体が同好者よりの結成指導要請に對しても、可能な限り協力する。
 - (8) 召集に於ては、既存の団基部や団基サークルとの合同又は、参加を検討する。
- (2) 新以降に於て新サークルの系統を図るために、組織化を推進する。
5. 社会奉仕委員会を設け、対外事業の積極的実運営を図る。
- (1) 締成体、基老連の会長、事務局長、研修部長、顧問会長、表幹担当及び会報担当の副会長とする。前、対外窓口は基老連会長とする。
 - (2) 下記事業を推進する。
1. 善団体の整理開始
- 平成5年後期（予定）に実施する。
 - 2. 小学校等其他の施設等の要請による指導員の派遣
 - 平成5年後期以降において、要請があれば可能な限り対応する。
 - 但し、この場合、日本構造の積極的実際協力が条件となる。
 - 3. 其の他、団基連携事業。

以 上

（付 则） 平成3年11月23日の臨時総会において、全面的に改正した。

寿園墓同好会規約

1. 名 稲	寿園墓同好会と称す。
1. 所 在 地	会長の自定とする。
1. 諸 談 日	平成 年 月 日
1. 目 的	ボケ防止のために、老人園墓同好者の誰もが「墓を樂こむ」ことが出来 るよう、機会と場所を確保するために粗慢なし、団恭を通じて親睦を図り、 更には、より良き福祉社会の建設に貢献することを念願とする。
1. 構 成 員	市民センターを便宜とする地域に在住している60歳以上の有効者。
1. 役 員	(1) 会 長 1名 (2) 副会長 2名 (総務・経理担当と競技開催担当) (3) 著 座 1名 統会において選出し、任期は2年とする。 但し、再選は妨げない。
1. 会 員	会の運営を図るため、各地区の代表として若干名を互選し、役員を補佐 する。任期は2年とする。
1. 相 欽 役	墓老連会長及び会員5期以上の勲綬者
1. 勝 田	副会長5期以上の勲綬者
1. 技 術 競 同	墓老連より派遣された指導員
1. 会 費	月額 200円 但し、月額100円は、墓老連に対する上納金とする。
1. 支 出	事務費、競技会用運賃、上納金
1. 団恭会場	市民センター (佐野、竜詠番号)
1. 例 会	土曜日午後1時～5時
1. 基 本 台 帳	市民センターの規定により、原則として月3回とする。 次の2冊を整備保管する(閲覧自由) (1) 記録帳(名簿、出欠表、会員入会控、現金出納帳、決議事項等の収録) (2) 競技に関する記録帳
1. 内 規	別に定める。
1. 注意事項	墓碑においては、喫煙、飲酒、食事、放歌、雅談等は禁止する。 以 上
付 则	(1) 総務・経理担当の副会長は、会長代理に就任する。 (2) 会長は墓老連副会長に、会長代理は墓老連常任理事に、自動的 に就任が規定されている。 (3) ボケ防止のための登録団恭地区大会に関する件。 大会は寿園墓同好会が主催することになつてゐるが、大会に關 する案内状(佐野)の発送、団恭セットの確保や競技会の準備 及び競技の運営等に關しては、実催者としての墓老連が全面的に 役力することになつてゐる。

(注: 本規約案は、平成3年11月23日の墓老連臨時統会に提案したものである。)

寿司基同好会内規

1. 入会
 会員は自由に参加出来る。
 但し、市民センターの設備（基盤、会場）の関係上、会員数は制限せざるを得ないので、既存会員の状態を堪案して適宜調整する。
1. 退会
 本人の申出、又は、会員として不適格と認められた場合。
 (1) 会長は、相談役が指名し、総会にて決定する。
 (2) 副会長は、会長と相談役との協議の結果を、会長が総会において指名し決定する。
 (3) 理事は、会長と相談役との協議の結果を、会長が総会にて指名し決定する。
 (4) 諸事は、会長と相談役が協議の上決定する。
1. 対局規定
 次の通り。
 (1) 故差は1目とする。
 (2) コミは5目半とする。
 (3) 指導は白番勝とする。
1. 対局大會
 特選者を定めないで、全員対象を原則とする。
 尚、同一人相手では、少なくとも3回程度とする。
1. 対局原則
 打番は做制によるものとし、打込基準禁止する。
 (会の協調を乱さず、绝对遵守)
1. 総 技 会
 年に数回開催する。
1. 痘患審査
 (1) 痘瘍に入ら場合休、必ず社員一区着用するものとする。
 (2) 基盤、基盤、座布団等の措置及び、対局場の整備、取扱付けるは、参加者が各自が処理するものとする。

二

- 付則 (1) 基走連の兼務連絡指導委員会に関する件
 会長は副委員長以上、会長代理は委員に就任し、会員の中で協力を申し出た者は指導員に任命する。
 (2) 基走連主催の不記用基本会に協力する件

記

1. ボクシングのための基走連基八王拳勝大会(7月4日毎日予定)
 2. 教老連基大會(9月毎日予定)
 (翌年2年、3年は、箱大會として、NTT教老連基大會が行なわれる)
 3. 基走連田舎撲滅(2月4日～10月までの9ヶ月間)
 4. 基走連基大會(11月最終日毎日予定)
 5. 基走連タイトル争奪戦(1月4日～3日毎日予定)

(注：本項規定は、平成3年11月23日の基走連臨時総会に採択したものである。)

寿司基同好会競技に関する内規

1. 1人1ゲームに限る件
 1人当たり3局宛の総当たり戦とする。
 但し、参加者の都合により、対局数を変更する場合もある。
 (ウ) (次頁に継ぐ)

(前項大別統括)

- (1), 春のリーグ戦 3月～5月(6月を予備月とする。)
 (2), 秋のリーグ戦 9月～11月(12月を予備月とする。)
 (3), 優勝者を「名人」と呼称する。

2. トーナメントA 戦に関する件

- (1), 1月及び7月のオフ週日に行う。
 (2), 敗者復活戦を行い、優勝戦に参加する。
 (3), 優勝者を「王座」と呼称する。

3. トーナメントB 戦に関する件

- (1), 2月及び8月のオフ週日に行う。
 (2), 通常のトーナメント戦とする。
 (3), 優勝者を「天狗」と呼称する。

4. 競技に関する記録

リーグ戦成績表、トーナメント成績表、其の他の競技会成績表等を「競技に関する記録帳」に記録する。

以 上

付 則、基走連主催の八王子名人、王座、天狗を定めたタイトル争奪戦に参加する。(注: 本内規案休、平成3年11月23日の基走連臨時総会に提案したものである。)

臨時総会の申込合せ事項

1. 平成3年度決算における赤字は一応棚卸とし、平成4年度決算は、平成4年1月より収支により処理する。

但し、次の2件は例外とする。

(1), 基走連研修会は、平成3年10月より発足しており、独立会計とする。

(2), 平成3年度の寿園基同好会の上納金は、平成3年度決算分として処理する。

2. 定時総会は、平成4年1月25日(土)午後1時より、総合福祉センターの4階4会議室にて開催する。

(1), 出席者は、会場の都合により、会長、副会長、常任理事等、及び寿園基同好会の競技担当副会長とする。

(2), 議案は、基走連役員の選任とし、役員任期は本総会より2年とする。

(3), 業務運営指導委員会の事業推進について報告する。

(4), 総会終了後、研修会を見学する。

3. 平成5年2月の定期総会より出席者は、会長、副会長、常任理事等、監事及び寿園基同好会の競技担当副会長とする。

尚、総会終了後、懇親会(会費制)を開催する。

4. 基走連ニュースは、オ23号以降は全会員分を交付する。尚、オ23号に限り郵送を利用して会員に配布するが、其の後は毎月の例会において参加者に手交する。

5. 使用電磁料は、経費として算上する。

尚、寿園基同好会において振込の上、適當な計算方法を定め、処理する。

6. ポケ防止の一地区大会の賞状に入賞者名を記名する担当者を定めて下さい。

7. 長房寿園基同好会の解散に伴う措置は次の通り。

(1), 長房地区の有効者は、1脚希望の各寿園基同好会に参加料込みをする。

(2), ポケ防止の一地区大会は中止し、同地区内の方々に浅川大会と統合する。

(3), 出来がだり早い機会に、会場を変更して同地区内に寿園基同好会を開設する。

以 上

ボケ防止のための啓発囲碁地区大会日程表

開催日	主 催	会 場	佳 術	重 益
2月2日	城 川青圃碁同好会	総合福祉センター	東城川町 551-1	67 1,931
2月23日	元八子子	元八子子 幸民センター	上毛分水町 747-1	51 3,960
3月8日	中 野	中 野	中 野町 2726-1	27 6,221
3月22日	大和田	大和田	大和田町 5-9-1	45 5,980
4月12日	手 安	手 安	手 安町 2-6-1	46 1,220
4月26日	由 井	由 井	片倉町 2380-3	35 5,020
5月10日	由 木	由 木	下猪柳 648	76 2,123
5月31日	北 野	北 野	北 野町 543-3	43 2,440

団体対抗戦取組表

開催日	対 戰	対 戰	対 戰	対 戰
2月16日	城 川	元 八	中 野	大和田
3月15日	大和田	城 川	元 八	由 井
4月19日	城 川	由 木	大和田	元 八
5月17日	城 川	北 野	元 八	手 安
6月21日	中 野	城 川	北 野	元 八
7月19日	城 川	由 井	中 野	元 八
8月16日	手 安	城 川	元 八	由 木
			由 木	大和田
			由 井	北 野
			大和田	中 野
			由 井	手 安
			由 木	北 野
			手 安	中 野
			北 野	手 安
			中 野	北 野
			手 安	中 野
			北 野	手 安
			中 野	北 野

注: 右側が主催チーム

技術顧問会(指導員)名簿

氏 名	生年月日	佳 術	重 益	所 属	備 考
徳永 繼七郎	大12.10.29	手安町 2-20-18	45 7,687	手 安	会長
由 井 良夫	昭23.	小比企町 1053-28	35 5,182	由 井	幹事長
樋 田 博信	大15.9.6	緑ヶ丘 1-57-5	36 6,122	北 野	
東 義代美	昭3.	川口町 1540-74	54 2,653	中 野	
永 安 茂二	昭9.	元八王子町 3-2153-222	65 1,386	城 川	
山 本 弘知	昭14.	宇津木町 1006-2	42 9,170	大和田	
名 取 豊彦	昭16.	元八王子町 3-2750-150	66 0,520	城 川	
良 岐 雄三	昭16.	鶴ヶ丘 3-1-102	64 8,327		
川 中 韶	昭17.	南大沢 3-2-3-501	76 0,215	由 木	
西 田 直規	昭20.	南大沢 4-10-10-612	75 12,40	由 木	
本 间 正尚	昭21.	横川町 108-17-406	22 3,675	元 八	

昇級者の発表

本年度の対局成績により、下記の通り昇級して頂くことになりましたので、平成
XX年より新級位により御参加下さい。

但し、強制ではありませんので、各自の御判断により実施して頂きます。
“初めて”とおっしゃいます。更なる御活躍を期待致しております!!

記

1. 団体対抗戦による昇級

所属	氏名	昇級	所属	氏名	昇級
城川	大河原 静	3級	由木	鈴木 民平	6級
中野	山内 敏夫	4	"	神保 大二	5
"	山下 宏	4	元八千子	河井 伸尚	7
"	大本木 義	2	手安	榎本 繁吉	7
"	石山 徳義	2	"	早川 泰	5
大和田	萬田 猛男	6	"	中村 哲雄	3
"	藤井 忠明	6	由井	奥山 和夫	4
"	西野 敏亮	3	"	福田 勲	3
"	小介川 光之	3	"	片岡 健一郎	3
"	安藤 久雄	3	計	19名	

2. 競技大会による昇格

所属	氏名	昇格	所属	氏名	昇格
城川	宇田 安二	初級	由木	越夏翠	3級
"	平辰雄	初級	"	井上 二郎	2級
"	川口 芳一	5級	"	鍋垣 良夫	1級
中野	室園 鮎雄	2級	"	鈴木 好子	5級
"	佐藤 達雄	5級	元八千子	園村 吉人	4級
"	橋口 和人	5級	"	島勝義	2級
大和田	鈴森 光雄	2級	由井	萬野 信	4級
"	根本 忠紀	初級	北野 新保 礼次	4級	
"	横谷 皓	初級	"	久保方 宏	2級
"	熊田 二郎	3級	"	山本 林	初級
"	蛭田 政治	4級	"	中園 誠	5級
子安	折川 梅吉	2級	計	23名	

今年は、昇級基準が幾分甘いようと思われますが、これは基準達關係として、地域別のバラ付を出来るだけ調整し、レベルを統一化するための年級として採択した次第ですから御了承下さい。

(10)